

2023年1月6日
秩父ガス株式会社

国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に係る運用について

平素より秩父ガスのガス・電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社は、2022年12月16日(金)、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、「本事業」）」^{*1}に採択されました。^{*2}

つきましては、本事業の公募要領に基づき、以下の通り値引きを行います。なお、お客さまが本事業による値引きを受けるにあたって、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

*1：本事業の概要は経済産業省ホームページ（<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>）でご確認ください。

*2：秩父ガス株式会社は東京ガス株式会社（小売電気事業者/登録番号 A0064）が販売する電気を取り次

ぎいたします。電気価格については、電力取次元である東京ガス株式会社にて申請を行い、2022年12月28日(水)に採択されております。

当社の運用内容

1. 値引き単価

下表の金額をお客さまのガス料金・電気料金より値引きいたします。

ガス料金	1m ³ ご使用につき 30 円（税込み）
電気料金	低圧電気をご契約のお客さま：1kWh ご使用につき 7 円（税込み）

なお、補助金適用前後の調整単価は、検針月の前々月末（例：2023年2月検針分は、2022年12月末）に、当社または東京ガスホームページ^{*3}で公表する予定です。

*3：当社・東京ガスホームページ

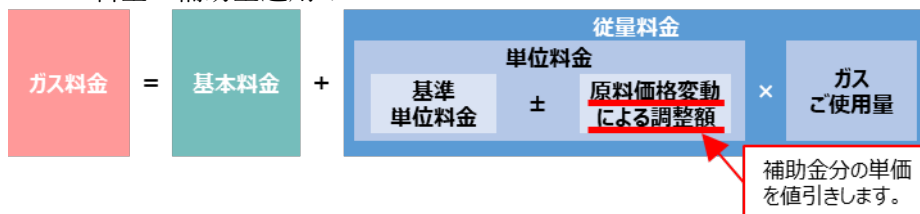
- ・ ガス料金の調整単価：下記 URL で確認ください。

<http://chichibu-gas.co.jp/use/ryoukin.html>

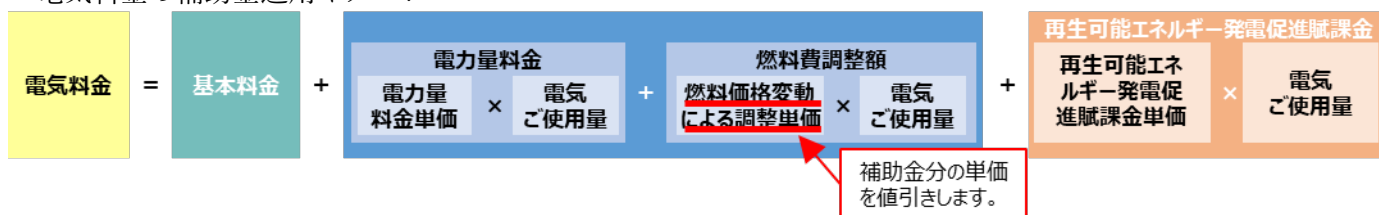
- ・ 電気料金の調整単価：下記 URL の「燃料費調整制度」（東京ガスのホームページにリンクします）

<https://home.tokyo-gas.co.jp/power/ryokin/tanka/index.html#chousei>

<ガス料金の補助金適用イメージ>



<電気料金の補助金適用イメージ>



2. 適用開始月

ガス料金・電気料金共に、2023年2月検針分より適用を開始^{*4}いたします。なお、値引き単価および値引きの適用終了月も国の補助金事業に準じます

*4：電気料金のうち、2023年1月需給開始で同月検針の場合は、2022年12月下旬に確定する燃料価格（9～11月分）を適用するため、1月検針分より値引きを適用します。

3. 値引き額の確認方法

毎月お客さまへお配りする検針票は、補助金分を予め値引きした単価にて算定した料金を掲載^{*5}いたします。補助金分として値引きした金額は「①補助金による値引き単価」×「②ご使用量」にて計算できます。

なお、国におけるモデルケース（ガス使用量 30m³/月、電気使用量 400kWh/月）の場合、ガス 900円/月、電気 2,800円/月の値引きとなります。

*5：ガスは、「従量料金」に補助金分を差し引いた金額を掲載いたします。

電気は、「燃料費調整額」に補助金分を差し引いた金額を掲載いたします。

4. 本事業に関するお問い合わせ先

本事業の目的・概要などは、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策 事務局需要家向け窓口」（下記）へお問い合わせください。

■経済産業省「電気・ガス価格激変緩和対策 事務局需要家向け窓口」

0120-013-305

□受付時間 9:00～17:00（年末年始を除く）

お客さまへの請求料金に関しては、当社窓口（下記）までお問い合わせください。

※ お客様が本事業による値引きをお客さまが受けるにあたって、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

■当社窓口

0494-22-2134

□受付時間 月～金 9:00～17:00（平日のみ）

以上